

野外教育センター内での飲酒について

愛知県野外教育センター長

原則として禁止ですが、弾力的な運用につとめており、研修の一環や懇談会と認められる場合は、他団体との兼ね合いの中で許可する場合もあります。他団体や施設に迷惑をかけることはもちろん、子供たちや研修生についても同様、信頼を失わないようにお願いします。

- ① 大人の方のみでの飲酒をします。子供たちが一緒にいるようなところでは飲酒はしません。
- ② 飲酒ができる場所は、研修室1～3、野外炊飯場、ファイヤー場、食堂です。※宿泊棟（多目的室を含む）では飲酒はできません。
- ③ 研修室で飲酒をする場合は、利用料金がかかります。午後9時以降も利用する場合は、夜間の追加施設利用料金（3時間利用分）がかかります。ただし、利用できるのは23時までとします。
- ④ 野外炊飯場やファイヤー場で飲酒をする場合は、片付け・掃除及び借用物品の点検を17:30までに終わらせてください。片付け・清掃・点検後の17:30以降も利用する場合は、21時までに完全撤収してください。なお、野外炊飯場に灯りはありません。
- ⑤ 食堂で飲酒をする場合は、食堂で販売しているものに限り、20時までとします。
- ⑥ 持ち込んだゴミはすべてお持ち帰りいただきます。有料でゴミ捨てを希望される場合は、事前に食堂でゴミ袋を購入してください。（1袋450円）
- ⑦ 使用後は、片付け・清掃を行い完全復旧をお願いします。（来た時よりも美しく）